

ECL シリーズの接地工事について

ECL シリーズは静電シールド用端子及び接地端子を設けておりますので、電気設備技術基準により接地することが義務付けられる場合があります。静電シールド用端子及び接地端子に所定の接地線を接続してください。下記に各々の端子についてご案内致しますので参照下さい。

① 静電シールド用端子 ※表記：E

低圧電路の場合、内線規程等に接地種は明記されておられませんのでB種・C種・D種のいずれでも結構ですが前述の通り必ず接地工事を施して下さい。

② 本体接地用端子 ※表記：FG

内線規程 1350 節の別表 2 により回路電圧別で接地種は分かれています。原則は①の静電シールド用端子と別の場所に接地工事を施して下さい。接地場所の諸事情により接地箇所が一か所しか確保できない場合は、①の静電シールド用端子と一緒に接地工事を施して下さい。

参考資料として接地種を下記致します

別表 2.

適用接地工事の種類と接地線の太さ 出典：内線規程(JEAC 8001-2011) 1350 節

| 製品の回路電圧 | 接地工事の種類 | 接地線の太さ(銅線の場合) |
|-----------|---------|-----------------|
| 300V以下の低圧 | D種接地工事 | 直径 1.6mm(2sq)以上 |
| 300V超過の低圧 | C種接地工事 | 直径 1.6mm(2sq)以上 |